

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和6年度第4四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	捕集灰集合コンベア（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	42,900,000	令和7年1月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	HCL分析計部品#1ほか1点（八尾工場）買入	産業用機器	富士電機（株）	9,830,700	令和7年1月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	ろ布（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	25,363,800	令和7年1月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	タービン復水器駆動ユニット（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	7,700,000	令和7年1月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	台刃ほか23点（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	40,233,600	令和7年1月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	中間火格子ブロックほか36点（東淀工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	57,728,000	令和7年1月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	耐火タイル1ほか2点（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	27,850,680	令和7年1月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	アンモニア水噴霧ノズル用部品#1ほか2点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	1,403,600	令和7年2月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	モジュール#1ほか5点（西淀工場）買入	産業用機器	富士電機（株）	17,490,000	令和7年2月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	火格子#1ほか13点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	46,200,000	令和7年2月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
11	ろ布（東淀工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	15,345,000	令和7年2月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

12	エレメントパイプほか1点（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング （株）	4,591,400	令和7年2月14日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
13	DCS用部品#1ほか9点（東淀工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	1,419,000	令和7年2月20日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

捕集灰集合コンベア（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

カナデビア株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回購入予定の捕集灰集合コンベアは、カナデビア株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものであり、本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

#### （2）業者選定理由

本製品はカナデビア株式会社が直接販売をしており、他社では取り扱うことが出来ない。したがって、本製品をカナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

HCL 分析計部品 # 1ほか1点(八尾工場)買入

### 2 契約の相手方

富士電機株式会社

### 3 随意契約理由

#### (1)製品指定理由

今回購入する HCL 分析計部品 # 1ほか1点は、富士電機株式会社が設計した八尾工場の焼却設備を構成する電気計装設備の構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品は形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。  
以上の理由により、富士電機株式会社製の製品を指定するものである。

#### (2)業者選定理由

本製品は、富士電機株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、富士電機株式会社と特名随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ろ布（八尾工場）買入

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回買入するろ布は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）が設計施工した八尾工場の集じん設備の一構成部品であり、本製品の詳細寸法や機械設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）の製品を指定する。

#### （2）業者選定理由

本製品は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号 072-923-4226）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

タービン復水器駆動ユニット（八尾工場）買入

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回買入するタービン復水器駆動ユニットは、八尾工場焼却設備の主要機器であり、蒸気タービン設備の一構成部品である。同ユニットはタービン復水器の制御専用三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と三菱電機株式会社により設計製作された特注品であり、本ユニットの詳細寸法や設備条件との制御関係上、他社においては製作不可能である。したがって、三菱電機株式会社の製品を指定する。

#### （2）業者選定理由

本ユニットは、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号 072-923-4226）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

台刃ほか 23 点（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

カナデビア株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回購入する台刃ほか 23 点（舞洲工場）買入は、カナデビア株式会社施工による舞洲工場破碎施設における可燃ごみ処理設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が可能である。よって、カナデビア株式会社製品とする。

#### （2）業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中間火格子ブロックほか36点（東淀工場）買入

### 2 契約の相手方

カナデビア株式会社

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回購入する中間火格子ブロックほか36点は、カナデビア株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、カナデビア株式会社製の製品を指定するものである。

#### 業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

耐火タイル1ほか2点（舞洲工場）買入

### 2 契約の相手方

カナデビア株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）本製品指定理由

今回買入する耐火タイル1ほか2点は、カナデビア株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

#### （2）業者選定理由

本製品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

アンモニア水噴霧ノズル用部品 # 1 ほか 2 点 (八尾工場) 買入

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング (株)

### 3 随意契約理由

#### (1) 製品指定理由

今回買入するアンモニア水噴霧ノズル用部品 # 1 ほか 2 点は、三菱重工業・化学エンジニアリング (株) が設計施工した八尾工場の有害ガス処理設備の一部構成部品であり、本製品の詳細寸法や機械設備条件との関係上、他社においては本製品の製作は不可能である。

したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) 製の製品を指定する。

#### (2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) と特名随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

モジュール#1ほか5点（西淀工場）買入

### 2 契約の相手方

富士電機株式会社

### 3 随意契約理由

#### 1) 製品指定理由

今回買入するモジュール#1ほか5点は富士電機株式会社において独自の技術により設計・施工された電子計算機設備の一構成部品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため富士電機株式会社の製品を指定する。

#### 2) 業者選定理由

本部品は、富士電機株式会社のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場  
(電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

火格子#1ほか13点（八尾工場）買入

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回購入する火格子#1ほか13点は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工した八尾工場の焼却設備を構成する機械設備及び有害ガス設備の一構成部品であり、本製品の詳細寸法や当該設備との関係上、他社においては製作不可能である。したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定する。

#### （2）業者選定理由

本製品は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

## 随意契約理由書

1 案件名称

ろ布（東淀工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するバグフィルター用ろ布は、カナデビア株式会社製の東淀工場排ガス処理設備の構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、カナデビア株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

エレメントパイプほか1点（平野工場）買入

### 2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回購入するエレメントパイプほか1点は平野工場ボイラー設備のストブローの主要部品であり、J F Eエンジニアリング株式会社と汽罐部品製造株式会社により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

#### 業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

D C S用部品# 1ほか9点(東淀工場)買入

### 2 契約の相手方

カナデビア株式会社

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回購入するD C S用部品は、株式会社日立ハイテクソリューションズ製の東淀工場D C S設備の構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、株式会社日立ハイテクソリューションズ製の製品を指定するものである。

#### 業者選定理由

本部品は唯一代理店であるカナデビア株式会社が販売体制をとっており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)